

◆『発注者ナビ』とは

公共工事発注者へ各種取組事例の情報提供、共有するものです。

★コンテンツ

- 1) 関東地方整備局における「工事」の「総合評価落札方式の適用ガイドライン(令和4年度版)」、「業務」の「建設コンサルタント業務等運用ガイドライン(令和4年度版)」及び「入札・契約、総合評価適ガイドブック(工事)」の改定について
- 2) 工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)の運用改定について

★特集

- 1) 草加市も『遠隔臨場』を実施～建設現場の働き方改革～

1) 関東地方整備局における「工事」の「総合評価落札方式の適用ガイドライン(令和4年度版)」、「業務」の「建設コンサルタント業務等運用ガイドライン(令和4年度版)」及び「入札・契約、総合評価適用ガイドブック(工事)」の改定について

<概要>

○本ガイドラインは、令和4年3月8日開催の「関東地方整備局総合評価審査委員会」の審議を経て策定した「令和4年度 入札・契約、総合評価の実施方針」に基づいて作成したもので、令和4年8月1日以降に公告(公示)となる案件から適用します。

★詳細はコチラをクリック

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000004.html> (工事)

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000088.html> (業務)

2) 工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)の運用改定について

<概要>

○国土交通省直轄工事では、特定の工事材料の価格が高騰した場合に、工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)に基づき請負代金の変更を行っています。単品スライドは、平成20年6月に定めた運用ルールにより実施してまいりましたが、最近の資材価格の急激な高騰等を踏まえ、運用ルールを改定しました。

★詳細はコチラをクリック

https://www.mlit.go.jp/tec/tec_fr_000105.html

- ◆草加市では、令和4年度に発注する土木工事において、臨場（段階確認、材料確認、立会）をウェアラブルカメラ等を用いて離れた場所から行う遠隔臨場を工事で試行します。

都市部では、交通規制ができないなどの理由で夜間施工の工事が多く、また、草加市では、工事品質の確保のため、夜間工事においても、市の職員が現場確認を行っていますが、夜間業務の負担軽減や女性職員の不安の解消が課題となっていました。

この課題は、国や県で実施している『遠隔臨場』の導入により解決できることから、昨年度から制度の検討や、現地試験を行い、受注者からも好評で、市が発注する工事でも対応可能であることが確認できました。

こうしたことから、職員の働き改革や安全の確保のため、『遠隔臨場』の全面導入に向け、令和4年度は、受発注者双方が対応できることを確認するため、遠隔臨場を必須とする工事を市のAランク工事で試行して、結果を検証、改善を行います。



『遠隔臨場』の現地試験（スマホの画面）

工事内容：駅前の道路舗装工事
 撮影日時：令和3年10月20日
 21:55
 確認場所：庁舎内 事務室

- ◆市町村が発注する工事では、国や県の工事と比べると、工事規模が小さく、現場も近い等の特徴や、費用、制度の導入等の課題もあり、ICT技術等の導入が遅れがちですが、『遠隔臨場』はスマホなど普段から誰もが使っている機材が使え、国や県の『実施要領』をそのまま利用することができます。また、付随する効果として、工事書類の電子化・共有化（ASP）も進むと考えられ、「使いやすい技術から導入する」ことで、新しい技術のメリットから享受することが、ICT等の導入の加速化につながると考えられます。
- ◆なお、『遠隔臨場』は、WEB会議と同様に、新型コロナウイルス感染症対策や日程調整が柔軟になるなど、発注者・受注者ともに多くのメリットがあることから、早期の導入をおすすめします。

（草加市 建設部）

草加市の『遠隔臨場』

◆試行工事

令和4年度は建設部で発注する橋梁関連工事と水路工事の2件で実施。
 工事公告、特記仕様書に「遠隔臨場の実施は必須事項である」ことを明記。

◆試行にかかる費用

実績に基づき契約変更にて計上。

◆試行要領等

埼玉県県土整備部の「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」に準拠。

※詳細については、事務局へお問い合わせください。

発行元(事務局): 関東地方整備局技術調査課

TEL: 048-601-3151(代表)